○北海道開発局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日　　北海道開発局長　澤田　和宏

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路　線　名　二百二十九号及び二百七十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員	延長	備考
北海道久遠郡せたな町瀬棚区北島歌二〇番一地先から同町瀬棚区島歌六七四番四まで	前	A	一二・〇〇〜五三・四八メートル	一・二〇二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A	一二・〇〇〜五三・四八	一・二〇二	
		B	二一・二八〜八六・四二	一・二四三	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

二㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路　線　名　二百七十二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員	延長	備考
北海道釧路郡釧路町字別保原野南二一線東一〇八番二から同道川上郡標茶町字阿歴内国有林釧路根室森林計画区根釧西部森林管理署五一林班ほ小班まで	前	A	九・〇〇〜八三・〇〇メートル	九・〇一一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一五・〇〇〜一四三・〇〇	七・八三四	
	後	A	九・〇〇〜八三・〇〇	九・〇一一	
		B	一五・〇〇〜一四三・〇〇	七・八三四	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

三㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路　線　名　三百三十七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員	延長	備考
千歳市祝梅四六三番三から北海道夕張郡長沼町一〇番一三まで	前	A・B・C	一〇・九一〜五〇・〇〇メートル	一一・二四六キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		D・E・F・G	二〇・五〇〜三三一・〇〇	一〇・八一一	
	後	A・B・C	一〇・九一〜五〇・〇〇	一一・二四六	
		D・E・F・G	二〇・五〇〜三三一・〇〇	一〇・八一一	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年3月26日

東北地方整備局長　小池　剛

道路の種類	路線名	区間
一般国道	4号	福島市旭町八番から同市入江町四三番四までの上下線

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年3月26日

関東地方整備局長　深澤　淳志

道路の種類	路線名	区間
一般国道	17号	前橋市関根町二丁目1番1から同市関根町二丁目32番1までの上下線

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１５１号

大阪府松原市天美東1丁目70番地

債務者　二間瀬錦次

1　決定年月日時　平成26年3月11日午後4時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
4　破産債権の届出期間　平成26年4月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年6月9日午後1時30分
6　免責意見申述期間　平成26年5月26日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１９号

奈良県磯城郡田原本町大字阪手489番地の1 Ⅰ—102、前住所奈良県磯城郡三宅町大字伴堂384番地の1

債務者　宮本　惠子

1　決定年月日時　平成26年3月10日午後3時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝守　令彦
4　破産債権の届出期間　平成26年4月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年6月9日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成26年5月26日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２９号

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂384番地の1

債務者　宮本　隆

1　決定年月日時　平成26年3月10日午後3時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝守　令彦
4　破産債権の届出期間　平成26年4月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年6月9日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成26年5月26日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号

千葉市若葉区千城台西3丁目6番6号

債務者　田中　恵子

1　決定年月日時　平成26年3月6日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎一
4　破産債権の届出期間　平成26年4月7日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年6月3日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年5月27日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係